

一般事業主行動指針 次世代育成支援対策推進法

第一総業 株式会社

全役職員が仕事と子育てを両立させることができ、健康で明るく働きやすい職場環境を作ることによって、全役職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記の行動計画を策定する。

記

1、計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2、計画内容

目標 1

計画期間内に、男性の育児休業取得者を2名以上とする。

<対策>

育児休業における労働条件に関し、周知を図る。

目標 2

計画期間内に、女性の育児休業取得率を90%以上とする。

<対策>

・育児休業における労働条件に関し、周知を図る。

目標 3

計画期間内に、介護休業取得者を2名以上とする。

<対策>

・介護休業における労働条件に関し、周知を図る。

一般事業主行動指針 女性活躍推進法

第一総業 株式会社

女性管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、
次の行動計画を策定する。

記

1、計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2、計画内容

目標

女性の管理職を現行の2名から3名以上にする。

<対策>

2022年4月～ 経営層、管理職層において女性活躍に関する意見交換会

2022年4月～ 2ヶ月に1回程度カウンセリングを行う。

2022年4月～ 階層ごとに研修会に参加し、管理職としての職業知識を向上させる。

2023年4月～ 昇進・昇格の評価基準や運用等の確認、必要があれば見直し。

2024年4月～ 管理職候補の女性職員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。